

令和6年度蕪崎市 生活応援給付金のお知らせ

本給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、負担軽減を図るため、子育て世帯に対しては、乳幼児一人当たり1万円を、住民税均等割のみ課税世帯等には、一世帯当たり1万円を支給する給付金です。

基準日

令和7年1月1日（水）

支給対象

基準日において、蕪崎市に住民登録がされており、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- (1)平成30年4月2日以降に出生した乳幼児（小学校就学前の子ども）がいる世帯
- (2)令和6年度住民税において、世帯全員住民税均等割のみ課税者で構成される世帯及び住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯※

※(2)については、

- ・定額減税適用前の課税状況で判断します。
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯や租税条約による免除を届けている方がいる世帯は対象外となります。

支給額

次の金額を世帯主名義口座へ振り込みます。

- (1)乳幼児一人当たり1万円
- (2)一世帯当たり1万円

支給時期

確認書（または申請書）等を受付した日から、2週間前後が目安です。

ただし、申請が集中した場合や申請内容に記載漏れや添付書類の不備がある場合は、時間がかかってしまう場合もございますので、ご了承ください。

申請期限

令和7年3月31日（月）消印有効

手続方法

対象と思われる世帯に菫崎市から書類を郵送します。
必要事項をご記入の上、必要な方は添付書類を添えて
ご提出ください。

給付金を受けるための手続

【重要事項：確認書を提出する前に必ずお読みください。】

●確認書記載の支給口座を必ずご確認ください。（番号の一部を*
印表示しています。表示部分のみでご確認ください。）

特に空欄の場合、若しくは、通帳解約等で振込みができない口座
の場合は、確認書（裏面）に支給口座（世帯主名義の口座）を記入
し、「通帳の写し・本人確認書類」を確認書裏面にのり付けして、
ご返送ください。

なお、口座情報は、公金受取口座情報等を利用しており、その後の
転入や世帯主と異なる口座、支店の統廃合があった場合などは、
空欄となる場合があります。

●口座情報に変更がない場合は、確認欄を確認し、署名（世帯
主）、日付、連絡先を記載し、その確認書を返信用封筒に入れご返
送ください（添付書類は、必要ありません）。

●代理確認・受給を行う場合は、確認書裏面の代理欄に必要事項を
記載してください。代理できる方は、原則として次に掲げる方に限
ります。

なお、口座情報に変更が生じる可能性がありますので、忘れずに
確認書への支給口座の記載や通帳の写し・本人確認書類の添付もお
願いします。

(1) 令和7年1月1日時点での世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人の場合は、確認できる書類を添付願
います。）

【振り込め詐欺や個人情報の搾取】にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる
不審な電話や郵便、メールがあった場合は、最寄りの警察署か警察
相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

菫崎市役所 財務政策課 政策調整担当

0551-45-9223